



# 中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）  
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

## 【 記 事 】

- 1 口蹄疫等の防疫対策の徹底について
- 2 県央CSでの牛ウイルス性下痢症（BVD）検査実施について
- 3 県外導入牛のヨーネ病検査について
- 4 飼養衛生管理マニュアルを作成しましょう
- 5 年末年始の死亡牛 BSE 検査受付について
- 6 浅間家畜育成牧場から令和4年度受託頭数のお知らせ
- 7 家畜排泄物管理の再確認のお願い

## 【 添付資料 】

- 1 家畜人工授精用精液等の不正流通の防止について
- 2 浅間牧場観光用展示牛(県有牛)導入について
- 3 飼養衛生管理マニュアル(冊子)

## ◆◆ 口蹄疫等の防疫対策の徹底について ◆◆

ウイルスの畜舎内への持ち込みは人や物、小動物、野鳥などに付着したウイルスが原因と考えられます。

野生動物が増加傾向にある現在、万が一、日本に口蹄疫ウイルスが侵入した際の農場への拡散・侵入のリスクは高まっています。緊急時に備えた、更なる防疫対策の徹底をお願いします。

### ● 衛生管理区域への病原体の持ち込みの防止の再徹底について

「立入禁止」等の看板を設置し、衛生管理区域に必要な人以外を立ち入らせない、また、不要な物を持ち込まないようにしてください。人が立ち入る際や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないように留意してください。

### ● 野生動物の侵入防止対策

野生動物が農場内侵入することにより、病原体が衛生管理区域内へ拡散させる恐れがあります。野生動物の侵入防止対策の他、定期的な農場周囲の清掃、整理整頓、及び草刈り等により野生動物が近づかない環境作りをお願いします。

### ● 早期通報の徹底

口蹄疫を疑う特定症状(40℃以上の発熱、泡沫性流涎、口唇・鼻部・蹄部・乳頭に水疱等)を発見した場合は、早急に家畜保健衛生所へ通報をお願いします。

## ◆◆ 県央クーラーステーション(CS)での牛ウイルス性下痢 (BVD)

### 検査実施について ◆◆

BVDは慢性の下痢や流産を引き起こす届出伝染病で、継続的にウイルスを排出する持続感染(PI)牛の摘発が農場の汚染を防ぐために重要です。

県では、PI牛摘発のためのバルク乳検査を実施しています。ウイルスは乳汁からも検出可能なため、搾乳牛についての確認検査が行えます。来年の1月中に下期のバルク乳検査を実施予定で

すので、御協力をよろしく申し上げます。

この疾病は、妊娠初期～中期に母牛が感染するとPI牛を産出する場合がありますが、ワクチンにより予防できますのでワクチン接種をご検討ください。但し、ワクチン接種には、生ワクチンの妊娠牛への接種は出来ない等の注意点がありますので、管理獣医師、家畜保健衛生所等に相談してください。

## ◆◆ 県外導入牛のヨーネ病検査について ◆◆

搾乳や繁殖の用に供する目的で県外から牛を導入（預託帰りを含む）した場合には、ヨーネ病の検査が必要になりますので予定が決まりましたら家畜保健衛生所にご連絡ください。また、導入後は、検査で「ヨーネ病陰性」が確認されるまで、牛の隔離・健康観察を実施してください。

### 1 検体あたりの主な検査手数料

ヨーネ病検査 700円（ヨーネ病抗体検査）

微生物学的検査 1290円（ヨーネ病糞便検査、BVDなど）

免疫反応検査 590円（BLVなど）

## ◆◆ 飼養衛生管理マニュアルを作成しましょう ◆◆

昨年公布された新たな飼養衛生管理基準において、「飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業者等への周知徹底」が定められており、令和4年2月に施行となります。

マニュアル未作成の農場については、1月末までに作成をお願いします。同封しました「飼養衛生管理マニュアル」冊子の内容をご確認の上、空欄の枠内にご記入いただくことによりマニュアルとして使用することもできますので、ご活用ください。

また、既にマニュアルを作成済みの農場については、本冊子を参考の一助とし、より良いマニュアルになるよう務めていただきますようお願いします。

マニュアルには、下記の点に注意して作成してください。

【飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業者等への周知徹底：令和4年2月施行】

次の10事項について定めたマニュアルを作成すること。

また、作成したマニュアルに従業者等が遵守するよう配布等を行うこと。

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

## ◆◆ 年末年始の死亡牛 BSE 検査受付について ◆◆

家畜衛生研究所における年末年始の検査受付は次のとおりです。よろしくお願いいたします。

12月				1月			
28日 (火)	29日 (水)	30日 (木)	31日 (金)	1日 (土)	2日 (日)	3日 (月)	4日 (火)
受付	休み	受付	休み	休み	休み	休み	受付

受付場所：家畜衛生研究所（TEL 027-288-2106） 受付時間：9:00～16:00

## ◆◆ 浅間家畜育成牧場から令和4年度受託頭数のお知らせ ◆◆

浅間家畜育成牧場では、農家からの受託頭数増の要望に対応するため、令和5年度からの供用開始に向けて新牛舎建設、草地改良等の基盤整備事業を実施しています。令和4年度は、①年間牛(4～10月入牧の越冬牛)を180頭(前年比150頭減)、②夏季牛を100頭(前年と同数)、③新規に冬季入牧(11～3月入牧の越冬牛)として最大150頭、受託予定です。

預託希望の農家の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、越冬牛の総数では例年通りの受託頭数を確保すること、令和4年度のみの特時的措置であることをご理解いただき、ご協力をお願いします。

なお、令和5年度からの受託体制については、令和4年度の管理体制の状況を踏まえ、検討予定です。

※ 当所の配分預託頭数が決定しましたら、市町村を通してご連絡し預託を募集いたします。

## ◆◆ 家畜排せつ物管理の再確認のお願い ◆◆

日頃から、家畜排せつ物を適切に管理していただき、感謝申し上げます。

皆様もご存じのとおり、家畜排せつ物法により家畜排せつ物を放置する「野積み」や穴を掘り投棄する「素掘り」は禁止されています。

家畜排せつ物管理場所をご確認いただき、不備がある場合は、修繕、ブルーシートでおおうなどの対応もお願いします。

また、毎年、家畜排せつ物の発生量等の記録をすることが義務付けられています。あわせて、ご確認くださいますようお願いいたします。

家畜保健衛生所は **365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

**中部家保** ☎ 027-288-0371

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。また、残っている牛個体識別システムの耳標、無償配付された耳標装着器は返却してください。（紛失、破損の場合は返却不要です）